



PwCベトナムニュースブリーフ

# キャピタルゲイン課税 および利子源泉税 に関する新たな規定

2025年9月





# ご一読ください

財政省は、CIT法の実施細則を定める政令の第2次草案と、同政令の一部条項の実施に関する通達草案を公表しました。7月に公表された第1次草案と比較すると、(i) 資本移転および(ii) 貸付利息から所得を得る外国法人に対する課税に関する規定を含む、多数の新たな改正規定が盛り込まれています。

---

# 詳細

---

## 01

### 資本移転

- 「資本譲渡」および「資産譲渡」：譲渡対価に対して2%の一律税率による課税（直近の政令草案と整合）。なお、資産の譲渡の定義は政令草案・通達草案のいずれにおいても示されていません。
- 「有価証券の譲渡」：譲渡対価に対して0.1%の課税（現行制度から変更なし）。

### 変更点

- 間接譲渡（ベトナム企業を直接または間接的に保有する海外企業の保有持分が譲渡される場合）は、ベトナム税制の課税対象に含まれると規定されています。
- グループ内組織再編、グループ内金融取り決め、譲渡者の親会社の合併・統合は、資本移転としては課税されません。

## 02

### 貸付利息

外国の貸手に支払う利息に対する源泉税率は、5%に引き下げられます（前回の政令案では10%）。すなわち現行制度からの変更はありません。

# 詳細

---

## PwCのコメント

政令案では、多くの未解決事項が依然として明確にされていません。

例えば:

- 間接譲渡については、外国法人の売主がベトナムで得たベトナム源泉所得をどのように算定すべきかについての明確な指針が示されていません。
- 「資産の譲渡」の定義が明確化されていません。
- 免税対象それ自体は歓迎すべきものであるが、様々な免税対象の定義が明確ではなく、解釈上の不確実性や紛争を招くおそれがあります。
- 課税時期および申告義務の取り扱いに関する経過措置が設けられていません。

今後の進展につきましても、引き続き随時ご案内申し上げます。



# お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

## ハノイオフィス :



**今井 慎平 / Shimpei Imai**  
ディレクター  
+84 90 175 5377  
shimpei.imai@pwc.com



**金原 悠也 / Yuya Kimpara**  
マネージャー  
+84 35 585 0051  
kimpara.yuya@pwc.com

## ホーチミンオフィス :



**杉本 有里 / Yuri Sugimoto**  
マネージャー  
+84 90 694 4533  
sugimoto.yuri@pwc.com



**武田 勇人 / Takeda Yuto**  
マネージャー  
+84 70 387 9788  
takeda.yuto@pwc.com



[www.pwc.com/vn](http://www.pwc.com/vn)